

丙

行政課長

11

朝鮮金魚部長
合鴻金魚部長
樺太鶴長官
新

石一陰

0088

研-0639

商 洋 獲 良 官

折 稽 雀

產業報國運動印刷物送付件

去ルナ月二十三日産業報國會中央本部ノ創立
標記運動強力ナル指導体制確立スル為

總會開催セラレ 命則、綱領、創立宣言等ノ附議決

定シタルヲ以テ之ニ用スル原草書類等ノ印刷物御參

考文部省付入

(日本標準規格 B.5)

研-0639

8089

厚生省發勞第八二號

昭和十五年十二月十二日

厚 生 次 官 殿 拓 務 次 官

大日本產業報國會ノ創立ニ關スル件

產業報國運動ニ關シテハ其ノ提倡以來關係各方面ノ協力ニ依リ順調ナル進展ヲ示
シ來リ候處時局ノ進展ニ伴ヒ本運動ノ使命愈々重且大ヲ加ヘツツアルニ鑑ミ本運動
ノ強力ナル指導體制ヲ確立スルタメ之ガ中央組織ノ創立ヲ企圖シ十一月六日及九日
ノ兩日官民關係方面ニ於ケル有力達識者ヲ招キ産業報國運動中央組織創立準備會ヲ
開催大日本產業報國會會則要綱ヲ決定更ニ十一月二十三日厚生大臣ヲ委員長トスル

創立總會ノ開催會則、綱領、創立宣言ノ諸案ヲ附議決定茲ニ官民一體ノ大日本產業
報國會成立ノ運び至り候今後ニ於ケル產業報國運動ハ政府ノ指導監督ノ下ニ本會方
中心トナリ進メラルコトト相成候ニ付キ向後ニ於テモ特ニ御協力相煩度

研-0639

0090

大日本産業報國會

會綱創立宣言
則領言

研-0639

8091

創立宣言

今や世界は未曾有の轉換期に際會す。皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏大なり。然れども高度國防國家體制とその根幹たる新産業勞働體制を確立するに非ざれば、何んぞその使命を果し得べけん。

凡そ皇國產業の眞姿は、肇國の精神に基づき、全產業一體、事業一家、以て職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全產業人は、資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤勞の眞諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國躍進の基調茲に存す。我等皇國產業に與る者、夙に念ひをこゝに致し、治く職場に、産業報國會を組織し、産業報國精神の高揚實踐に挺身し來れり。爲に全產業人協心戮力の實漸く舉り、勤勞の創意、能力亦大に伸暢し、産業勞働界はその面目を一新せんとす。この成果と組織を總括して一大國民運動たらしむるの要、今や極めて切なるものあり。

皇紀二千六百年の秋、新嘗祭の佳き日をトし、我等こゝに大日本産業報國會を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は、實に愛國の至情を産業報國運動に結集して、曠古の國難を克服じ以て永遠不動の皇國產業道を樹立せんとするにあり。責務の重きを念ひ、決意更に新たなり。

男躍我等行かんとす！

職場は我等にとつて臣道實踐の道場なり。勤勞は我等にとつて奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり。
手段に非ずして目的なり。艱苦缺乏何かあらん。剛健なる意志不屈の氣概範を垂れ衆を化し、座
烟の下、鬱音の裡、分を盡し職に生き以て皇國の彌榮を效さむ。

右宣言す。

紀元二千六百年十一月二十三日

大日本産業報國會

綱領

一 我等ハ國體ノ本義ニ徹シ全產業一體報國ノ實ヲ擧ゲ以テ皇運ヲ扶翼シ
奉ラムコトヲ期ス

一 我等ハ產業ノ使命ヲ體シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇國產業ノ
興隆ニ總力ヲ竭サムコトヲ期ス、
一 我等ハ勤勞ノ眞義ニ生キ剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ國力ノ根柢ニ
培ハムコトヲ期ス

研-0639

0093

大日本産業報國會會則

- 第一條 本會ハ大日本産業報國會ト稱ス
- 第二條 本會ハ産業報國會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ政府ト協力シテ産業報國運動ヲ全國的ニ實施統轄指導シ綱領ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 産業報國精神ノ昇揚ニ關スル事項
 - 二 産業報國會會員ノ教育訓練ニ關スル事項
 - 三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項
 - 四 産業報國會ノ運營及事業ノ指導ニ關スル事項
 - 五 技能ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項
 - 六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
 - 七 福利厚生、生活指導及勤勞文化ノ向上ニ關スル事項
 - 八 産業労働ノ調査研究ニ關スル事項
 - 九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項
 - 一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項
- 第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

研-0639

<p>總 裁</p> <p>顧 問 若干名 (内若干名ヲ常任トス)</p> <p>審 議 員 若干名</p> <p>理 事 長 若干名</p> <p>理 事 若干名</p> <p>評 議 員 若干名</p> <p>第六條 總裁ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル</p> <p>總裁ハ本會ヲ統督ス</p> <p>第七條 會長ハ總裁之ヲ委嘱ス</p> <p>會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス</p> <p>第八條 顧問ハ關係大臣及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス 顧問ハ重要會務ニ付會長ノ諮問ニ應ズ</p> <p>第九條 審議員ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス 審議員ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス 審議員ハ重要會務ニ參與ス</p> <p>第十條 理事長ハ總裁之ヲ委嘱ス</p> <p>理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス</p>
--

各局ニ局長ヲ置キ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十七條 中央本部ハ必要ナル産業部門ニ産業別部會ヲ置クコトヲ得
産業別部會部會長ハ會長之ヲ委嘱ス
産業別部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得
第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十一條 本會ハ道府縣ニ於ケバ産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲道府縣產業報國會ヲ置ク
道府縣產業報國會會長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス
道府縣產業報國會ハ必要ナル區域ニ支部ヲ置クコトヲ得
道府縣產業報國會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第二十二條 本會ハ鐵山ニ於ケバ産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲前條ノ道府縣產業報國會ノ外地方鐵山部會ヲ置ク
地方鐵山部會部會長ハ鐵山監督局長ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス
地方鐵山部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第二十三條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム
二十四條 將來本則ノ條項ヲ變更セントキハ評議員會ノ評議ヲ經テ總裁ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

大日本産業報國會役員名簿

研-0639

0097

正誤表

貴族院議員 廣瀬久忠

資治通鑑

誤二付御訂正被下度

トアルハ
常任顧問 貴族院議員 廣瀬久忠

顧問長貴族院議員

大日本產業報國會役員

男爵伯爵
廣小鄉水有星平
瀬倉野馬野川田林田井生
誠鍊鄉鉢
久正之太賴直太省一邦英三
忠恆助郎寧樹郎藏彥三二郎郎

審議員	貴族院議員	古河電氣工業株式會社社長	滿洲皮革株式會社社長
内閣書記官長	法制局長官	企畫院次長	内閣情報部長
内閣藏務次官	内閣藏務次官	内閣藏務次官	内閣藏務次官
陸軍次官	陸軍次官	陸軍次官	陸軍次官
海軍次官	海軍次官	海軍次官	海軍次官
文部次官	文部次官	文部次官	文部次官
農林次官	農林次官	農林次官	農林次官
工商次官	工商次官	工商次官	工商次官
道信次官	道信次官	道信次官	道信次官
鐵道次官	鐵道次官	鐵道次官	鐵道次官

鈴山岸井菊豊阿廣挾小伊村富
木田野池田南瀬間烟藤瀬田川岡
清龍信頌三貞惟豊忠述直健末
秀雄介哉郎郎幾作茂良史養治安吉茂

— 2 —

— 1 —

研-0639

0098

厚生次官	東京瓦斯株式會社社長
全國製絲業組合聯合會會長	川崎重工業株式會社社長
全國實業協會會長	日本商工會議所會頭
鎌山懇和會會長	日本ベイント株式會社社長
修養團主幹	株式會社大隈鐵工所所長
貴族院議員	日本毛織株式會社取締役會長
協調會常務理事	三井鎌山株式會社取締役會長
王子製絲株式會社社長	衆議院議員
	日本通運株式會社社長
	日本製鐵株式會社社長
	日本連絡本鐵工所所長
	金雞學院學監
	石炭鋸業聯合會會長
	日本發送電株式會社總裁
	日本厚生協會會長
	東横電鐵株式會社社長
	大政翼賛會組織局長
	日本議院議員
	衆議院議員
	浦賀下ツク株式會社社長
	愛知時計電機株式會社社長

青寺小木五後松増松安栗村中中津
木林平暮島藤本岡本上松川島田
鎌順武隆健勇彌
太浪慶草光次正義眞正信
郎健郎平夫太雄助三郎郎篤助一郎左次吾

— 4 —

子爵
高田龜川渡岡大蓮橋八岩錦今井兒
島澤井西邊田限畑河沼本田崎谷井坂
菊貫清源内圭
次義一福文榮門正嘉清正五政
郎鋪郎衛雄秀一助敏三郎明七輔介孝介

— 3 —

研-0639

8099

理事長
日清紡績株式會社社長
日本钢管株式會社社長
三菱重工業株式會社社長
東洋紡績株式會社社長
東京帝國大學教授
帝國アルミニウム統制株式會社社長
東京帝國大學教授

企畫院第三部長
内務省警保局長
陸軍省整備局長
海軍艦政本部總務部長
文部省社會教育局長
商工省總務局長
商工省鑛產局長
厚生省勞働局長
厚生省職業部長
保險院社會保險局長

日本能率聯合會理事長
大倉精神文化研究所所長
中國合同電氣株式會社社長
安川電氣株式會社社長
住友礦業株式會社專務取締役
衆議院議員
大政翼賛會組織部長
木曾川電力株式會社社長
全國產業團體聯合會常務理事

膳下清三三君暉河深藤町松安氏牛田大波
出水輪村島峻野川山田本川家尾中多倉
桂愛辰第貞健邦
義重壽起清義正一次勇五一
助雄夫壯一吉等密夫郎郎平郎郎治貢彦夫

清内持鈴椎田細山藤中湯末森平庄斯白宮
水藤永木名中澤弘石島波司泉孝元清
寬義英三重三清孝清千太乙四治次
玄一夫雄郎之郎一夫二男郎昶澄吉郎郎

鈴相橋横宍江松副小矢東土久木藤岩多山
川川本溝道邊浦見澤野馬居保村田上勢内
富安夫長繼
貫勝三光寛清武喬太兼三章義清成美兵
一六郎暉一夫儀雄郎三郎平隆司治雄衛喜

成上林山秀橋一林吉鈴東宮小近秋安川小
見田内瀬本力田木條野澤藤山岡上濱
唯誠知義日清次佐文省太眞正嘉八
七一義文吉吉郎夫治登壽三武郎男光市彌

秋田縣產業報國會會長	秋田縣產業報國會會長
林式會社秋田製冰機械製作所常任理事事長	福井縣產業報國會會長
川縣產業報國會會長	福井縣知事
石川縣產業報國會會長	福井縣產業報國會會副會長
日本電氣治金株式會社社長	久保織物工場工場主
富山縣產業報國會會長	富山縣產業報國會會長
宮山縣產業報國會會長	宮山縣產業報國會會長
鳥取縣產業報國會會長	鳥取縣產業報國會會長
島根縣產業報國會會長	島根縣產業報國會會長
岡山縣產業報國會會長	岡山縣產業報國會會長
廣島縣產業報國會會長	廣島縣知事
岡山縣產業報國會會長	岡山縣產業報國會會長
株式會社合同新聞社社長	株式會社合同新聞社社長
廣島縣產業報國會會長	廣島縣產業報國會會長
廣島電氣株式會社社長	廣島電氣株式會社社長

中西酒衣妹早淵福新飯長長雪澤
村川井川野上居島谷野川千代
幸喜毅武參房善貞君太簡治
八浩四夫人造郎貞郎雄透悟治

高眞淺纈原本門小木中田永長荒玉今狩武
尾崎新平間田山原敬知之百傳義治宗群
取十彌五村中安尾木吉
盛年郎三郎精學一茂進隆治藏夫委郎三嗣

熊本縣產業組合會長
熊本製紙株式會社社長
宮崎縣產業組合會長
宮崎縣產業組合會事務局長
旭ヶ原ハーベルク組合株式會社延岡工場工場長
鹿兒島縣產業組合會長
鹿兒島縣知事
鹿兒島縣農業試驗站長
鹿兒島縣化學工業試驗站長
鹿兒島縣農業試驗站長
沖繩縣產業組合會長
沖繩縣知事
沖繩縣產業組合會副會長
沖繩縣農業試驗站長
東京地方鐵山部會部會長
東京地方鐵山部監督部會長
仙臺鐵山部會部會長
仙臺鐵山監督局長
札幌地方鐵山部會部會長
札幌鐵山監督局長
大阪地方鐵山部會部會長
大阪鐵山監督局長
福岡地方鐵山部會部會長
福岡鐵山監督局長

和歌山縣產業報國會會長	和歌山縣知事
小野田七メゾント株式會社理事	小野田七メゾント株式會社社長
和歌山縣產業報國會會長	和歌山縣知事
和歌山縣產業報國會會長	和歌山縣知事
玉置塗染工業所社長	玉置塗染工業所社長
香川縣產業報國會會長	香川縣知事
德島縣產業報國會會長	德島縣知事
長尾商店株式會社社長	長尾商店株式會社社長
香川縣產業報國會會長	香川縣知事
愛媛縣產業報國會會長	愛媛縣知事
愛媛縣產業報國會會長	高知縣知事
木原織物商店株式會社社長	木原織物商店株式會社社長
高知縣產業報國會會長	高知縣知事
高知縣產業報國會會長	高知縣知事
高知縣產業報國會常任理事	高知縣產業報國會常任理事
門田製材株式會社取締役	門田製材株式會社取締役
大分縣產業報國會會長	大分縣產業報國會會長
福岡縣知事	福岡縣知事
大分縣產業報國會會長	大分縣產業報國會會長
別府大分電氣株式會社事務取締役	別府大分電氣株式會社事務取締役
佐賀縣產業報國會會長	佐賀縣產業報國會會長
佐賀縣知事	佐賀縣知事
佐賀縣產業報國會會長	佐賀縣產業報國會會長
佐賀縣產業報國會會長	佐賀縣產業報國會會長

丙

行政執行第一一三一號

起案昭和十六年一月二八日

施行昭和十六年一月二九日

決裁昭和十六年一月二九日

書淨

合枝

高通

送發

總務

日

月

年

接受昭和十六年一月二八日

施

行

昭和十六年一月二九日

完結昭和十六年一月二九日

主事(官)

(官)

管課處

行政課長

關稅課長

主事(官)

(官)

白晉義集
朝鮮企画部長
台灣企画部長
總務課長官

石務

主事

主事

主事

主事

主事

主事

主事

主事

主事

8104

研-0639

朝鮮不穩

四回目

部

日本洋糖長官

打承雀

大日本産業報函會發行係

件

大日本產業報函會發行係

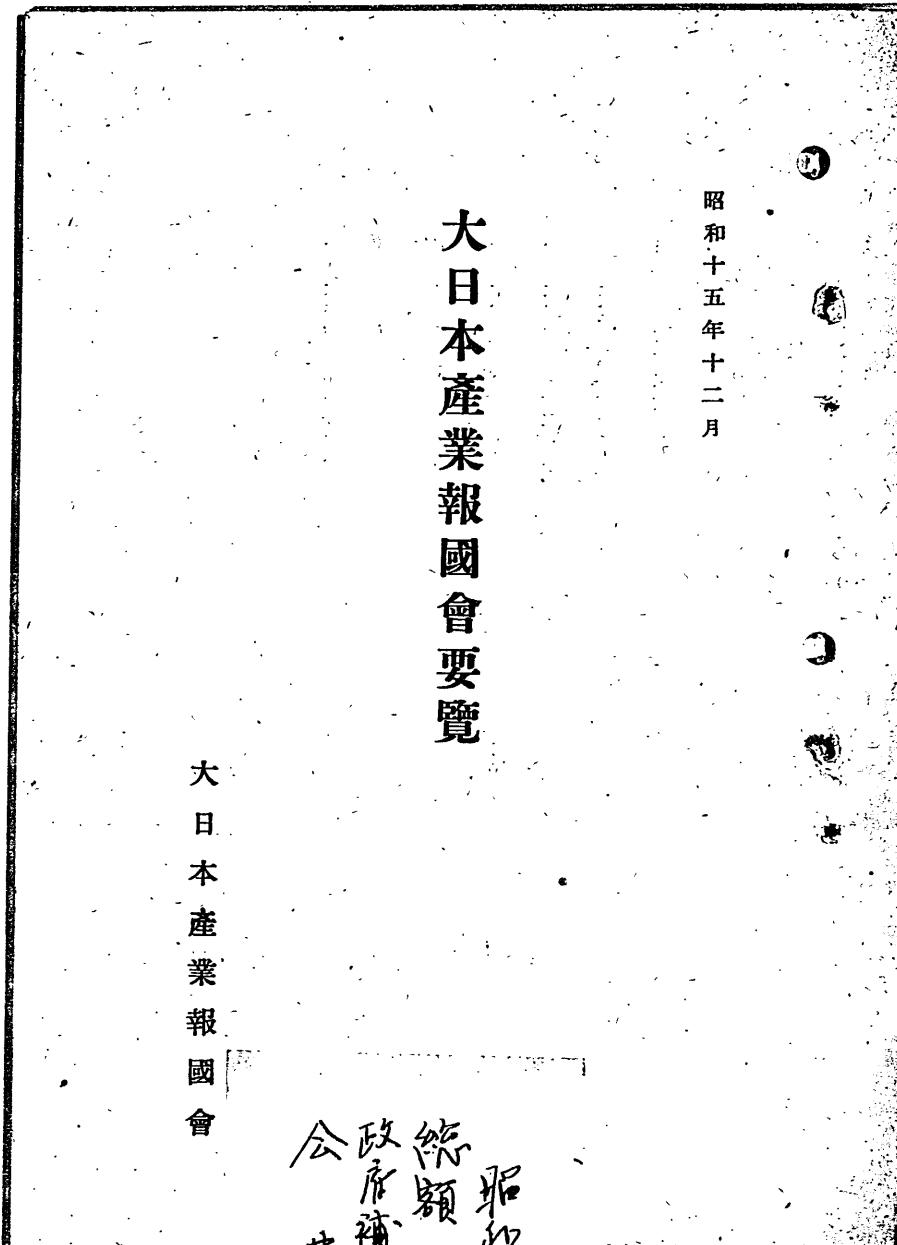
付入

業報函會要覽

御参考送

(起案用紙三號ノ二)

(日本標準規格 B.5)



昭和十五年公費
総額四百八十九万円
政府補助金二百三十万円
合計金二百五十九万円

報業
才四號下

研-0639

8106

目 次

大日本産業報國會會長挨拶	綱 領
大日本産業報國會事業計畫概要	創立宣言
大日本産業報國會會則	
大日本産業報國會役員名簿	
産業報國會設立狀況調査	

挨 拶

大日本産業報國會會長 平 生 飯 三 郎

産業報國運動が朝野具眼の士に依つて提唱せられて以來未だ二年有餘に過ぎませぬが、産業報國の大旗を高く掲げ、職分奉公の運動に邁往して來た結果、全國に於ける組織は飛躍的發展を遂げ、本年九月末現在の産業報國會の數は四萬六千に上り、會員數は實に四百十八萬人の多數に達し、今や澎湃たる國民運動と成つて參つたのであります。此の驚異的進展は本運動が指導精神を深く皇道精神に置く所に基因するは勿論でありますが、又政府當局並に關係各方面の指導と相俟つて、全産業人が能く時局を認識し、皇國產業本來の使命達成に努力して來た結果に外ならないのであります。

現下内外の情勢を見ますに、世界は今や一大轉換期に際合し、皇國は大東亜共榮圈の確立に邁進すると共に、更に世界新秩序の建設に参畫してゐるのであります。而して此の重大使命を果す爲めには、高度國防國家體制を速かに確立する事を必要とするのであります。其の爲には國家のあらゆる領域に亘る整備を緊要とするのであります。就中國家生産力の增强は其の核心を爲すものであります。而して國家生産力の增强は國民勤労の充實發揚を外にして之が完成を期待し得ないのであります。先般閣議に於て高度國防國家體制に即應する勤労勤員に整備を期せんが爲、特に「勤労新體制確立要綱」を決定せられましたのも亦此の事由に基づくものと思ふのであります。産業報國運動は即

研-0639

5108

ち勤労新體制の實體を爲すものでありますから、其の使命は愈々重大性を加へつゝありと申さねばなりません。斯くして勤労新體制確立要綱の示す所に依り、運動の全般を通じて機構を一層整備し内容の充實を圖ると共に強力なる全國的統轄指導組織の確立を圖るの必要が緊切となつて參つたのであります。

厚生省當局に於かれでは、今春來中央組織の樹立につき銳意研究を重ね準備を進める所がありましたが、遂に機熟して去る十一月二十三日新嘗祭の佳き日を以て、全國四萬六千の産業報國會を打つて一丸としたる大日本産業報國會が各方面の絶大なる輿望を攢つて誕生するに至りました。

斯くして産業報國運動は中央地方を通じ一應組織の整備を見るに至つたのであります、名實共に新産業勞働體制の中核として之を育成發展せしめんが爲には、會員なる全國の産業人がと共に大日本産業報國會の綱領を體し、剛健なる意思と不屈不撓の氣魄とを以て、各自の職場に於ける眞體的實踐に挺身するの要在りと信ずるのであります。素より之が實現に際しては、今後尙幾多の困難が存するのであります、生を聖代に享け永遠不易の皇國産業道の樹立に邁進せんとする我等産業人にとって、此の困難は寧ろ歡喜であり光榮であると信ずるのであります。

不肖、今回大日本産業報國會々長の重責を擔ふことゝ成つたのであります、本會の使命の重大なるに鑑み、敢へて老嫗を提げ、全國の産業報國會々員各位と苦樂を共にし、相携へて本會の使命達成に奮進致したきものと固く決心して居る次第であります。何卒會員各位に於かれても此の際更に覺悟を新にして協心戮力、産業報國運動の普及徹底に邁往せられんことを切望する次第であります。

以上大日本産業報國會の成立を機とし、所懐の一端を申述べて全國會員各位への御挨拶と致します。

綱領

一 我等ハ國體ノ本義ニ徹シ全產業一體報國ノ實ヲ擧ゲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ラムコトヲ期ス

一 我等ハ產業ノ使命ヲ體シ事業一家職分奉公ノ誠ヲ致シ以テ皇國產業ノ興隆ニ總力ヲ竭サムコトヲ期ス

一 我等ハ勤労ノ眞義ニ生キ剛健明朗ナル生活ヲ建設シ以テ國力ノ根柢ニ培ハムコトヲ期ス

創立宣言

今や世界は未曾有の轉換期に際會す。皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏大なり。然れども高度國防國家體制とその根幹たる新産業労働體制を確立するに非ざれば何んぞその使命を果し得べけん。

凡そ皇國産業の眞姿は堅國の精神に基づき、全産業一體事業一家以て職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤労の眞諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國躍進の基調茲に存す。我等皇國産業に與る者、夙に念ひをこゝに致し、治く職場に産業報國會を組織し、産業報國精神の高揚實踐に挺身し來れり。爲に全産業人協心戮力の實漸く舉り、勤労の創意、能力亦大に伸暢し、産業労働界はその面目を一新せんとす。この成果と組織を總括して一大國民運動たらしむるの要、今や極めて切なるものあり。

皇紀二千六百年の秋、新嘗祭の佳き日をトシ、我等こゝに大日本産業報國會を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は、實に愛國の至情を産業報國運動に結集して、曠古の國難を克服し、以て永遠不動の皇國産業道を樹立せんとするにあり。勞務の重きを念ひ、決意更に新たなり。勇躍我等行かんとす！

研-0639

8109

職場は我等にとつて臣道實踐の道場なり。勤勞は我等にとつて奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり。
手段に非ずして目的なり。艱苦缺乏何かあらん。剛健なる意志不屈の氣概範を垂れ衆を化し、
塵烟の下爆音の裡分を盡し職に生き、以て皇國の彌榮を效さむ。

右宣言す。

紀元二千六百年十一月二十三日

大日本産業報國會

大日本産業報國會會則

- 第一條 本會ハ大日本産業報國會ト稱ス
- 第二條 本會ハ産業報國會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ政府ト協力シテ産業報國運動ヲ全國的ニ實施統轄指導シ綱領ノ實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
- 一 産業報國精神ノ昂揚ニ關スル事項
- 二 産業報國會員ノ教育訓練ニ關スル事項
- 三 産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項
- 四 産業報國會ノ運営及事業ノ指導ニ關スル事項
- 五 技能ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項
- 六 勞務統制ヘノ協力ニ關スル事項
- 七 福利厚生、生活指導及勤労文化ノ向上ニ關スル事項
- 八 産業労働ノ調査研究ニ關スル事項
- 九 一般國策ヘノ協力ニ關スル事項
- 一〇 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

研-0639

0110

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
總裁
會長若干名（内若干名ヲ常任トス）
顧問若干名
審議員若干名
理事若干名
監事若干名
評議員若干名
第六條 總裁ハ厚生大臣ノ職ニ在ル者之ニ當ル
總裁ハ本會ヲ統督ス
第七條 會長ハ總裁之ヲ委嘱ス
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ズ
第八條 顧問ハ關係大臣及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス
顧問ハ重要會務ニ付會長ノ請問ニ應ズ
第九條 審議員ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス
審議員ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
第十條 理事長ハ總裁之ヲ委嘱ス
理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ズ
第十一條 理事ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ處理ス
第十二條 監事ハ關係廳官吏、產業報國會關係者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
監事ハ本會ノ會計ヲ監査ス
第十三條 評議員ハ道府縣產業報國會及地方鐵山部會役員ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
評議員ハ評議員會ヲ構成シ左ノ事項ヲ評議ス
一、歲入歲出豫算
二、歲入歲出決算
三、會費ノ分賦徵收方法
四、資產ノ管理及處分ノ方法
五、會則ノ變更
六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認ヌタル事項
第十四條 役員ノ任期ハ二年ト但シ再任ヲ妨げズ

研-0639

官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

補缺ニヨリ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ノ中央本部ヲ東京市ニ置ク

第十六條 中央本部ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置キ之ヲ局又ハ部ニ分ツ

事務局ハ理事長之下統轄ス

各局ニ局長ヲ置キ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 中央本部ハ必要ナル産業部門ニ産業別部會ヲ置クコトヲ得

産業別部會ハ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ノ經費ハ會費、補助金、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

會費ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 本會ハ評議員會ノ評議ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本會ハ道府縣ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲道府縣産業報國會ヲ置ク

第二十二條 本會ハ鐵山ニ於ケル産業報國運動ヲ實施統轄指導スル爲前條ノ道府縣産業報國會ノ外地方鐵山部會ヲ置ク

道府縣產業報國會會長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス

道府縣產業報國會ハ必要ナル區域ニ支部ヲ置クコトヲ得

道府縣產業報國會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 本會ハ鐵山部會長ハ鐵山監督局長ノ職ニ在ル者ニ總裁之ヲ委嘱ス

地方鐵山部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 本則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 將來本則ノ條項ヲ變更セントストキハ評議員會ノ評議ヲ經テ總裁ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

大日本産業報國會事業計畫概要

一、産業報國精神ノ品揚ニ關スル事項

- 1、産業報國大會ノ舉行
- 2、中央大會
- 3、地方大會

二、産業報國週間ノ實施

- 1、優良産業報國會ノ表彰
- 2、講演會ノ開催

三、機關紙ノ發行

- 6、産報映畫ノ製作、製作補助並ニ巡回映畫班ノ全國派遣

四、産業報國會員ノ教育訓練ニ關スル事項

- 1、地方講習會ニ對スル講師ノ派遣
- 2、教育訓練指導ノ資料配布
- 3、産業報國讀本ノ制定

五、産業青年隊ノ結成並ニ集團訓練

- 4、産業青年隊ノ結成並ニ集團訓練
- 5、産業青年國防訓練所ノ設置

六、産業青年獨伊交換派遣

- 6、産業青年獨伊交換派遣

七、産業報國會ノ運營及事業ノ指導ニ關スル事項

- 1、懇談會及ビ研究會ノ開催
- 2、指導員ノ派遣
- 3、巡回展覽會ノ開催
- 4、指導資料ノ配布

八、指導資料ノ配布

- 4、指導資料ノ配布

九、産業報國運動ノ指導者養成ニ關スル事項

- 1、産業報國運動指導者養成所ノ設置
- 2、地方組織職員、產報會長、產報會職員、產報會幹部工員、生活刷新指導者、青少年勞務者指導者等ノ中央講習會開催

十、地方講習會ニ對スル講師ノ派遣

- 3、地方講習會ニ對スル講師ノ派遣

十一、労働力ノ保全増強、技術ノ向上其ノ他生産ノ高度能率發揮ニ關スル事項

- 1、技能競争ノ全國的實施

十二、技術、能率、安全ニ關スル講習會ノ實施

- 2、技術、能率、安全ニ關スル講習會ノ實施

十三、燃焼指導ノ實施

- 3、燃燒指導ノ實施

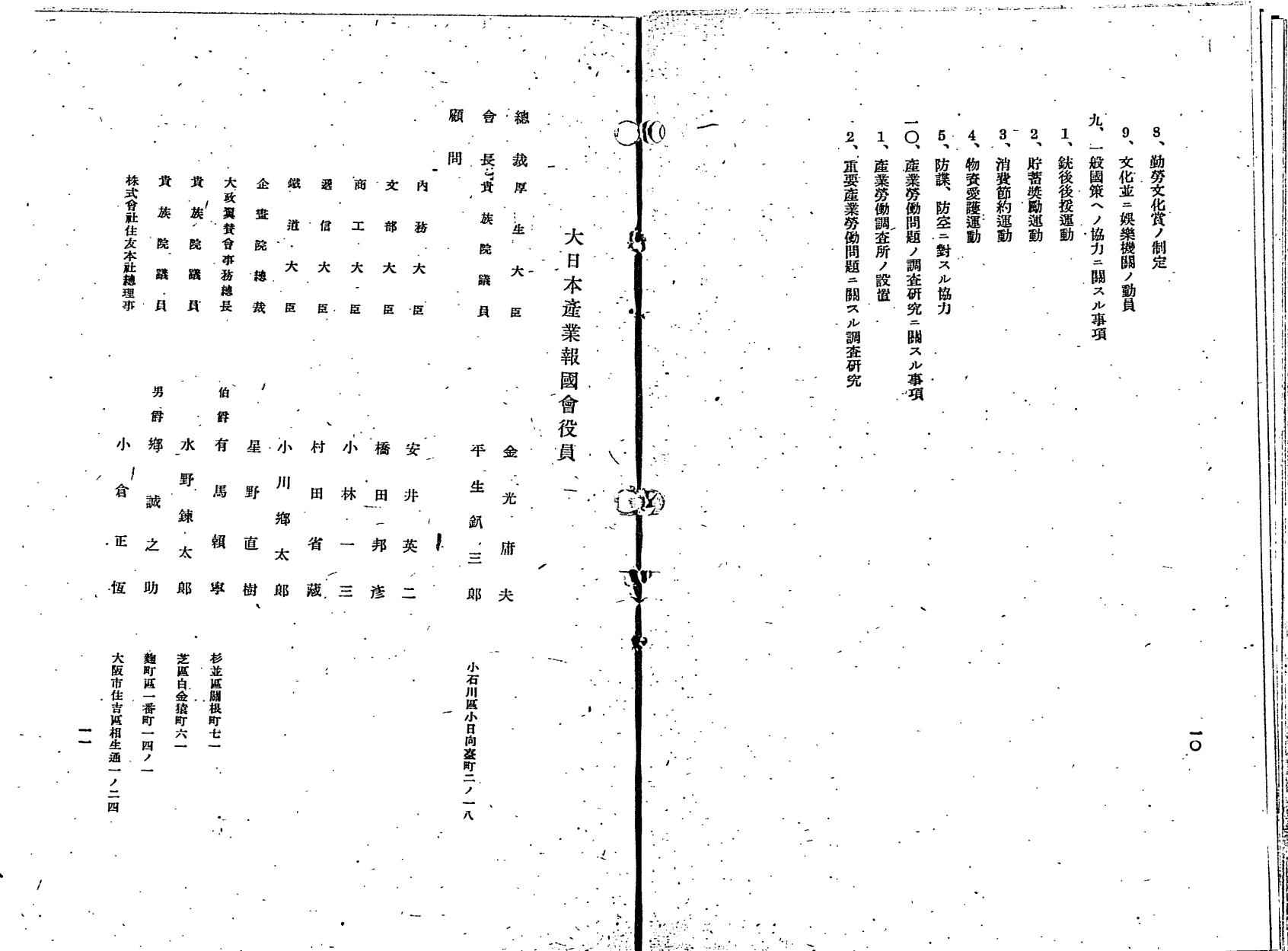
十四、安全及ビ能率大會ノ實施

- 4、安全及ビ能率大會ノ實施

研-0639

5112

- 八
九
- 5、安全週間ノ實施
 - 6、發明者案ノ獎勵表彰
 - 7、指導資料ノ作製配布
 - 1、勞務管理ノ指導
 - 2、賃金協定ノ指導
 - 3、勞務統制法令ノ普及徹底ニ關スル事業
 - 4、勞務統制法令ノ施行狀況調査
 - 5、轉職相談ヘノ協力
 - 6、指導資料ノ作製配布
 - 7、勞動紛爭議ノ防止調停
 - 七、福利厚生、生活指導ニ關スル事項
 - 1、體育ニ關スル實地指導
 - 2、體育指導者講習會ノ開催
 - 3、產業體操ノ制定普及
 - 4、榮養士調理士講習會ノ開催
 - 5、榮養士教養資料ノ作製配布
 - 6、環境整備ノ實地指導並ニ指導設計資料ノ作製
 - 7、工場醫講習會ノ開催
 - 8、工場醫教養資料ノ作製配布
 - 9、中央生活相談所ノ設置
 - 10、地方生活相談所職員ノ講習會開催
 - 11、不具療疾者ノ職業再教育
 - 12、女子勞務係ノ講習會開催
 - 八、勤勞文化ノ向上ニ關スル事項
 - 1、國際勤勞文化ノ交醸
 - 2、工場樂團並ニ劇團ノ指導獎勵
 - 3、勤勞文化コンクールノ開催
 - 4、特約樂團並ニ劇團ノ地方派遣
 - 5、創作作詞、作曲等ノ懸賞募集
 - 6、勤勞者製作品展覽會ノ開催
 - 7、優良美術作品ノ買上



研-0639

8115

株式會社大國鐵工所社長	大隈 荣一	名古屋市東區常士塚町三ノ二三
元厚生次官	岡田 文秀	名古屋市中延町一〇五
株式會社渡邊鐵工所所長	渡邊 福雄	名古屋市妙見町二ノ一
日本毛機株式會社取締役會長	川西 清兵衛	福岡市須磨區東相澤町一五
三井鐵山株式會社取締役會長	川島 三郎	四谷區左門町九七
王子製紙株式會社社長	龜井 貢一郎	鎌倉市大町辻
鐘淵紡績株式會社社長	田澤 義鋪	大阪府三島郡千里村松ヶ枝三二
衆議院議員	高島 菊次郎	大阪府三島郡千里村松ヶ枝三二
協調會常務理事	津田 信吾	本郷區向ヶ丘彌生町三
王子製紙株式會社社長	中島 順圓次	牛込區下六番町五
鐘淵紡績株式會社社長	栗本 勇之助	牛込區中野三三
日本製鐵株式會社社長	中川 正義	牛込區若松町一〇二
日本通運株式會社社長	上村 仁	荏原區小山町四九八
金雞學院學監	中松 真鄉	小石川區白山御殿町一二七
日本製鐵株式會社本鐵工所所長	安岡 正篤	世田谷區天王寺上宮町三五
大政翼賛會組織局長	藤隆之助	世田谷區深澤町四ノ一一六
日本厚生協會會長	増田 次郎	世田谷區上智町四八
東横電線株式會社社長	松村 光三	世田谷區鉢山町三九
衆議院議員	後藤 隆之助	世田谷區喜久井町三六
株式會社日立製作所社長	木暮 武太夫	世田谷區長谷月町四九
労働局參與	小島 康一郎	中野區湯島三組町六九
浦賀ドック株式會社社長	寺島 健一郎	中野區桃園町一四
愛知時計電機株式會社社長	島青木 錄太郎	芝區伊皿子町一〇
日清紡績株式會社社長	木元治郎	世田谷區代々木上原一三三四
三菱重工業株式會社社長	白石 元治郎	名古屋市東區宮澤町一ノ一
東洋紡績株式會社社長	斯波 孝四郎	牛込區新戸町二六
	庄吉	兵庫縣武庫郡住吉反高林一八七六

研-0639

0118

理事長	東京帝國大學教授 帝國アルミニニウム製鋼株式會社社長	平 泉 澄
元 内 務 次 官	東京帝國大學教授	森 肇
理 事	本郷區駒込曙町一二	麹町區紀尾井町六
金鑑院第三部長	中 島 清 二	世田谷區森根上ノ森町七九一
内務省警保局長	藤 原 孝 一	本郷區曙町二〇
陸軍省整備局長	山 田 清 一	
海軍省本部總務部長	細 谷 信 三	
文部省社會教育局長	田 中 重	
商工省總務局長	椎 名 悅 三	
商工省鐵產局長	鈴 木 雄 夫	
厚生省勞働局長	持 永 義 雄	
厚生省農業部長	木 村 清 司	
保險院社會保險局長	牛 尾 健 治	
日本能率聯合會理事長	波 多 野 貞 夫	
大倉精神文化研究所所長	大 倉 邦 彦	
元 素 質 院 議 員	安 川 第 五 郎	
中國合同電氣株式會社社長	松 本 勇	
全國產業團體聯合會理事	氏 家 貞 一	
安川電氣株式會社社長	安 川 第 五 郎	
舊產業報國聯盟常務理事	松 本 勇	
大日本製糖株式會社社長	田 氏 貢	
三井礦山株式會社勞務部長	辰 次 郎	
日本新潟縣知事	藤 山 愛 一 郎	
日本労働科學研究所所長	河 野 正 郎	
佐友鐵業株式會社專務取締役	君 島 栄 義	
素 質 院 議 員	三 村 輪 春	
新潟縣知事	深 川 吉 密	
日本新潟縣研究所所長	河 野 起 一	
佐友鐵業株式會社專務取締役	君 島 清 吉	
素 質 院 議 員	三 村 密	

監事 厚生次官 兒玉政介 大政翼賛會組織部長
木曾川電力株式會社社長 全國產業團體聯合會常務理事
膳下出桂之助 清水重雄

中野區新井町二二一
名古屋市中區南鐵治屋町二ノ一三
淀橋區戸塚町三ノ一三六

日本钢管株式会社社長	日本ベイント株式会社社長	白石元治郎	小畠源之助	安倍源基
東京地方産業報國會會長 督視總監	東京地方産業報國會會常任幹事 千代田機械製造株式會社專務取締役	京都府產業報國會會長 京都府知事	福島松雄	千葉縣市川市八幡町七六七
北海道產業報國會會長 北海道廳長官	日本レース株式會社社長	京都府產業報國會會長 京都府知事	戸塚九一郎	北海道札幌郡手稻村
三義鐵業株式會社手稻鞍山所長 大坂府產業報國會會長	大坂府產業報國會會常任理事 神奈川縣產業報國會會長	大阪府產業報國會會常任理事 神奈川縣知事	谷崎明三	千葉縣市川市八幡町七六七
大阪府產業報國會會長 大阪府知事	神奈川縣產業報國會會長 兵庫縣知事	神奈川縣產業報國會會長 兵庫縣知事	半井清	京都市右京區太秦一ノ井町
大坂府產業報國會會長 大坂府知事	大坂府產業報國會會長 大坂府知事	大澤德太郎	川西實	兵庫縣三田功選町
長崎縣產業報國會會長 長崎縣知事	長崎縣產業報國會會長 長崎縣知事	古田俊之助	戸塚九一郎	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
新潟縣產業報國會會長 新潟縣知事	新潟縣產業報國會會長 新潟縣知事	平坂上正輔	谷崎明三	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
北越製紙株式會社長岡工場專務取締役 培玉麻產業株式會社社長	北越製紙株式會社長岡工場專務取締役 培玉麻產業株式會社社長	松村光磨	半井誠一郎	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
群馬縣產業報國會會長 群馬縣知事	群馬縣產業報國會會長 群馬縣知事	川崎芳熊	小川嘉樹	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
中島飛行機株式會社副社長 千葉縣產業報國會會長	培玉縣產業報國會副社長	安井敏一郎	中島乙未	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
野田製油株式會社常務取締役 野田製油株式會社會長	培玉縣產業報國會副社長	平坂上正輔	立田薄田	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
千葉縣產業報國會會長	培玉縣產業報國會會長	吉朝	茂木佐平	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
千葉縣產業報國會會長	培玉縣產業報國會會長	千秋	治	千葉縣野田町野田三五〇ノ一
千葉縣產業報國會會長	培玉縣產業報國會會長	神戶市牛込區中山手通六ノ二二 東京市牛込區クガヤ賀町二ノ三 長岡市鰐浦町一丁目	蒲和市當鑑町十ノ七三	千葉縣野田町野田三五〇ノ一

8:15

研-0639

8:20

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jcar.ac.jp/>

研-0639

0 122

研-0639

0123

昭和十五年十二月二十日印刷
昭和十五年十二月二十五日發行